
裁判員ネット

みんなの傍聴マニュアル

～ 裁判員裁判市民モニター編～



一般社団法人・裁判員ネット

〒101-0041
東京都千代田区神田須田町1-3NAビル4階
東京千代田法律事務所内
FAX : 03-3255-8876
Website : <http://www.saibanin.net/>
Mail : info@saibanin.net

市民モニターの意義について



裁判員になるかもしれない市民の声を集めて検証し、
裁判員制度の運用及び見直しに活かします。

【裁判員裁判のより良い変革のために】

「裁判員裁判市民モニター」では、裁判員裁判をモニタリングする（傍聴してアンケートに答える）ことによって、市民の声を集めて検証します。法律の専門家だけでなく、裁判員になるかもしれない市民の視点を、今後の裁判員制度の運用及び見直しに活かします。

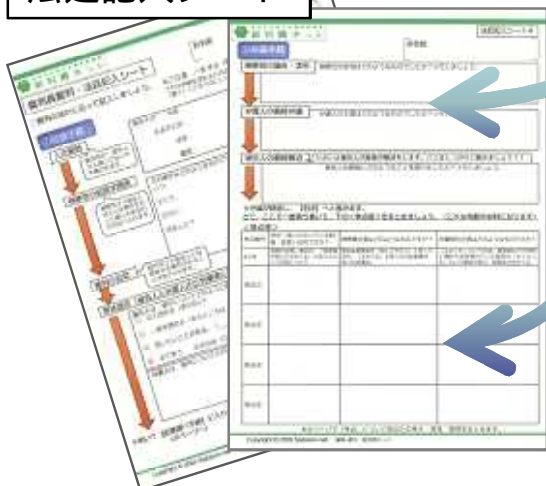
刑事裁判の流れがわかる傍聴マニュアルや記入用紙を使って法廷を見ることで、裁判や法律を学ぶ機会を提供します。

【市民の司法リテラシー向上のために】

傍聴マニュアルや記入用紙を使って、実際の法廷を見るので、裁判や法律を自然と学ぶことができます。この企画を通して、市民の方も裁判の流れや制度、法律を学ぶことで、「裁判員になるかもしれない」市民の司法に対する知識と経験を得る機会を提供します。

全体の流れについて

法廷記入シート



記入シートにメモを取りながら裁判の流れを追います。



事件の争点となるポイントを整理し、裁判員になったつもりで判決を考えます。



最後に「裁判運営評価シート」によって裁判全体に関する「評価」を行います。



記入したシートを
裁判員ネットへFAXか郵送、メール

シートを記入されましたら、ぜひ裁判員ネットへFAX・郵便・Eメールのいずれかの方法でお送り頂けますよう、ご協力をお願い申し上げます。

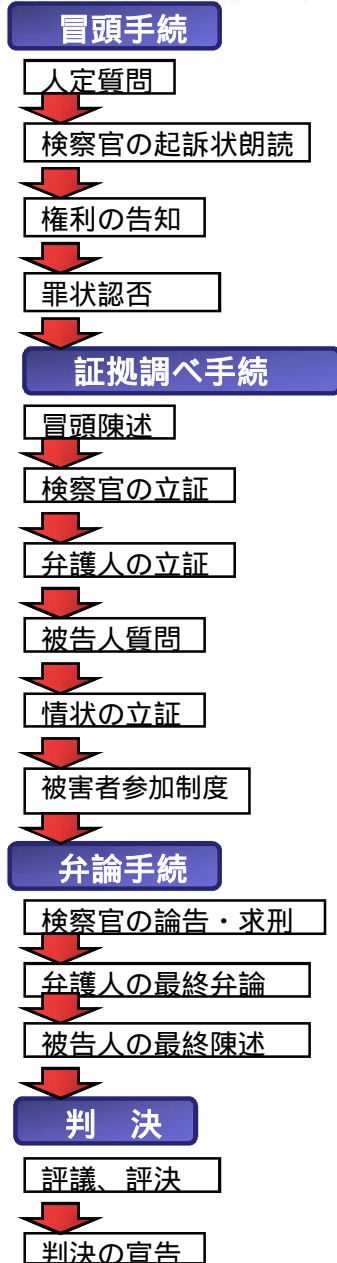
私たち裁判員ネットでは、お送り頂いた皆さまを「市民モニター」として、その声を集めて検証させて頂きます。そして「裁判員になるかもしれない市民の視点」で、今後の裁判員制度の運用及び見直しに活かします。（なおご協力頂いた方への謝礼等は、誠に申し訳ありませんがございません。また送料、電話料金等も各自のご負担とさせて頂きます。）

なおモニター結果の第1弾は2009年秋に公開予定！

裁判の流れと記入シートについて



刑事裁判の流れ



記入シートの質問もこの「刑事裁判の流れの」順番に進みます。

「情状の立証」「被害者参加制度」の手続きがない裁判もあります。

記入シートにメモを取りながらすすめば、裁判の流れがわかります。

最後に裁判に関する「評価」をしてください。

「裁判運営評価シート」にご記入ください。

一日だけの参加でも可能です。自分が見た部分をお答えください。

その裁判が、今どの手続きの中にあるのか、常に確認してください。

まずは「聴く」ことが大切です。

メモは法廷での話の理解を深めるための手段です。メモに気を取られすぎず、まずは聴くことを大切にしてください。

記入シートのご提出方法

同意事項（5ページ）をご確認の上、FAX・郵便・Eメールのいずれの方法でもご提出いただけます。ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

FAX：03-3255-8876

e-mail：info@saibanin.net

住所：〒101-0041

東京都千代田区神田須田町1-3NAビル4階

東京千代田法律事務所内 裁判員ネット事務局

記入シートの記載例



シート・記載例

裁判員ネット 法廷記入シート

お名前 **山×郎**

○裁判の流れに沿って記入しましょう。 ※ご注意 一まずは「聴く」ことが大切です。メモは理解を深めるための手段です。まずは、法廷での話をしっかり「聴く」ことを大切にしてください。

①冒頭手続

人定質問
裁判官が、被告人が人定でないかを確かめます。

被告人の 名前: ×
生れた年: 昭和43年
住所: 東京都 区
職業:

検察官の起訴状朗読
検察官から被告人がどんな事件を犯したか、何が述べられます。

その事件はどのようなものでしたか？(簡単にメモしましょう)
いつ: 平成21年 7月30日
どこで: 東京都 区 町の路上
だれに: 区在住の ××さん
何をした?: 強盗致傷

権利の告知
裁判官から被告人には、黙る権利があることが告げられます。

罪状認否(被告人と弁護人の公判事実に関する認否)

被告人は、罪状についてどのように言っていましたか？(選んでください)
 ① 全て認める(争わない)
 ② 一部を認める(争うところは、)
 ③ 言いたいことがある。()
 ④ 全て争う ⑤ その他(①～④に当てはまらない場合)

弁護人は、事件についてどのように言っていましたか？(簡単にメモしましょう)

あなたのお名前は全てのシートに必ずお書き下さい。

聞き取れた範囲でどんどんメモしましょう。

枠内に書き切れない場合は、余白も使っても構いません。

選択肢は大きく囲んでください

争点表(法廷シート4)の記載例

<争点表>

書き方のご参考にしてください

争点番号	争点(争いとなっている証拠・証言)は何ですか?	検察側主張はどのようなものですか?	弁護側の主張はどのようなものですか?
記入例	殺意の有無。被告が、「被害者が死んでよかった」と言ったという証言について	被告は被害者を「殺してやろう」と思っており、「よかった」と言ったのは殺意があった証拠だ。	「よかった」というのは、被害者から日常的に嫌がらせを受けていた被告の「ホッとした」という意味であり、殺意などなかった。
争点	取り調べで被告人が「私がやりました」と言ったことは、本心によるものかどうか(任意性の有無)	取調べ中被告人は顔色もよく、元気で、しかもすすんで話しており、本心だと言える	被告人は健康状態に不安のある妊婦であり、このつらい取調べから逃れたい一心から嘘の発言をしたにすぎず、本心とは言えない。
争点	「被告人が現場から逃げ去るのを見た」との目撃証言の信用性。	目撃者は視力がよく、しかも被告とは面識がない者であることは、信用性がある証言だ。	当日は雨が降っており視界が悪かった上、目撃者が実は被害者の知人であることは信用性が無い証言だ。
争点	共犯者との共謀の有無。(共謀のポイントは重要な役割を担ったかどうか。重要な役割を担っていない場合は、その犯罪を手助けしたもの(幫助犯)刑罰が軽くなる)	ナイフを貸したり、奪ってきた金の分け前にあずかっていた事実は、共謀があったと考えられる証拠だ。	共犯者は、日頃被告人に対して暴力をふるっていたことから、おそろおそろ従っただけだ。
争点	夫をナイフで刺した妻に正当防衛が成り立つかどうか。	口げんかの最中に、いきなり妻がナイフで刺してきたのは正当防衛とは言えない。	妻は日頃から夫による激しい暴力を受けており、夫が殴るそぶりを見せてきたことから、「殺される」と思い、身を守るために刺した。

当団体プライバシー・ポリシー

一般社団法人 裁判員ネット
代表 大城 聡

当団体では、プログラム参加者をはじめとする皆様のプライバシー・個人情報（以下「個人情報」と総称します）を保護、管理することが事業活動を行う上で重要であると位置付けております。当団体では、以下通り基本方針を定め、個人情報保護の確実な履行に努めます。

1 適切な個人情報の収集、利用及び提供などに関する基本原則

(ア) 個人情報を直接収集する場合の原則

当団体が個人情報を直接的に収集する場合は、事前に収集の目的を明確に開示して収集します。

(イ) 個人情報を利用、提供する場合の原則

当団体が個人情報を利用する場合は、事前に明確化した目的の範囲内でのみ利用、提供いたします。

2 個人情報の適切な管理方法

当団体は、ご提供いただいた個人情報について、適切な安全対策を実施し、個人情報への不正な侵入、個人情報の紛失、改ざん、漏洩などの危険防止に努めます。

3 法令、内部規程等の遵守

個人情報を取り扱う業務の遂行にあたっては、個人情報に関する法令や業界ガイドラインなどを遵守すると共に、内部規程に定める事項に従い個人情報の取り扱いについて十分な注意を払ってまいります。

4 個人の権利の尊重

当団体は、個人情報に関する個人の権利を尊重し、皆様がご自身の個人情報について確認されたい場合は、ご自身であることが確認できた場合に限り、合理的な期間、妥当な範囲内でこれに応じてまいります。また、皆様の個人情報に誤り、変更があった場合には、ご本人の要請に基づき、ご自身であることが当団体に確認できた場合に限り、合理的な期間で速やかに修正、または削除させていただきます。

モニターご協力者の皆様に、ご同意していただきたいこと

以下の定めにもとづき、「裁判員裁判市民モニター記入用紙」送付時にお預かりする個人情報（お名前、ご住所等）およびその他の事項についてご確認の上、ご同意いただける場合は、記入用紙表紙の「同意欄」にご署名いただきますようお願い申し上げます。

1 個人情報の利用目的について

当団体は、裁判員裁判市民モニター（以下：モニター）の個人情報を、下記に定める目的に利用いたします。

- (1) モニターへのお問い合わせ（記入シートへの記載内容の確認、事実確認など）
- (2) モニターへのご連絡（モニター制度に関するご案内、裁判員ネットのご案内など）

2 個人情報の取扱いについて

当団体は、モニターの個人情報を上記利用目的の範囲内でいたします。ご提供いただいた個人情報について、適切な安全対策を実施し、個人情報への不正な侵入、個人情報の紛失、改ざん、漏洩などの危険防止に努めます。また皆様より、個人情報の確認、変更、修正、削除などのご希望があった場合は、当団体「プライバシーポリシー」にもとづき、適切に対応させていただきます（上記をご参照ください）。

3 個人情報の第三者（委託を含む）への提供

当団体は、市民モニター用紙ご送付に際してお預かりした個人情報を、当該者の事前の承諾がある場合を除き、第三者へは提供いたしません。

4 「マニュアル」及び「シート」について

本マニュアル及び「法廷記入シート」「裁判運営評価シート」の著作権は当団体に帰属します。またお送りいただきましたシートの記載内容は、個人情報以外の部分につきましては、公開する場合がございます。

本「マニュアル」、「法廷記入シート」「裁判運営評価シート」は無料で配布させて頂いておりますが、著作権は当団体に帰属します。転載及び転記される際は必ず当団体までご連絡ください。

「裁判員ネット」は、市民の視点から 裁判員制度を考える機会をつくります。

ホームページによる情報発信

スタディーツアー

シチズンシップ教育講座



調査・研究活動

タウンミーティング

市民モニター

一般社団法人 裁判員ネットは、裁判員制度について情報発信し、裁判員制度に市民が主体的にかかわることができるようにすることを目的とした非営利団体です。弁護士、会社員、臨床心理士、学生などの多様な市民が裁判員ネットの運営に携わっています。

裁判員制度の導入は、これに賛成するか反対するかは別にして、刑事裁判手続きの戦後最大の変化であることには間違いありません。どのような刑事裁判が望ましいのか、私たちは主権者として真剣に考えざるを得ない時を迎えています。市民が裁判員として刑事裁判に参加する裁判員制度の趣旨からすれば、法律の専門家だけではなく、多様な市民による議論が活発に行われる必要があります。

裁判員ネットは、裁判員制度それ自体に反対する立場でもなく、無条件に賛成して制度の推進普及する立場でもありません。私たちは、市民の視点から、裁判員制度についての議論の機会をつくり、あるべき姿を模索し、情報発信を行っていきたいと考えています。

団体情報

団体名：一般社団法人 裁判員ネット
(英語表記：Saibanin-net)

所在地：〒101-0041
東京都千代田区神田須田町1-3NAビル4階
東京千代田法律事務所内
FAX：03-3255-8876
E-mail：info@saibanin.net
URL：http://saibanin.net/

